

令和5年度第4回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会第229回審査部会、第236回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会

令和5年7月21日

参考資料5

POPs 条約第11回締約国会議において決定された事項

○附属書A（廃絶）への追加

物質名	主な用途	決定された主な規制内容
デクロランプラス	難燃剤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定^注)あり － 航空宇宙（使用のみ） － 宇宙及び防衛産業（使用のみ） － 医療画像及び放射線治療に用いる機器及び設備（使用のみ） － 以下の物品の交換用部品及び修理のための使用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 航空宇宙 ・ 宇宙 ・ 防衛 ・ 自動車 ・ 固定式産業機械 ・ 海洋、庭園、森林及び屋外のパワー機器 ・ 分析、計測、管理、モニタリング、試験、製造及び検査に用いる計器 ・ 医療機器 ・ 体外検査用機器
UV-328	紫外線吸収剤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定^注)あり － 自動車部品 － 自動車、工学機械、鉄道及び大型鉄製構造物の被覆に使用する産業用設備及び大型鉄製構造物の重防食被覆 － 採血管の内部の機械的分離機構 － 偏光器の内部のトリアセチルセルロース製フィルム － 印画紙 － 以下の物品の交換用部品 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車 ・ 固定式産業機械

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 分析、計測、管理、モニタリング、試験、製造及び検査に用いる計器の液晶ディスプレイ ・ 医療機器及び体外検査用機器の液晶ディスプレイ
メトキシクロル	殺虫剤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造・使用等の禁止 (特定の用途を除外する規定なし)

注) 個別の適用除外の規定については、その効力が発効した日から5年を経過した時点で、その適用除外の効力が失われます。

なお、上記の適用除外のうち、デクロンプラスの「物品の交換用部品及び修理のための使用」及びUV-328の「物品の交換用部品」については、対象物品の種類に応じて、①最長2044年までの適用除外が認められる、②対象物品の耐用年数まで認められ、2041年までのCOP1においてその必要性が評価される、のいずれかの扱いとされています。